

## 役員等報酬支給に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人新宮偕同園（以下「法人」という。）の役員及び評議員、その他の委員に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程で「役員」とは、理事会及び評議員会において選任された理事及び監事をいう。

### (理事及び評議員等の報酬)

第 3 条 理事長の報酬は、月額 20,000 円を毎月または、年一括して支給する。

- 2 理事長が理事会出席及び法人・施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 理事が理事会出席及び法人・施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会出席及び法人・施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。
- 5 その他の委員が各種委員会及び法人・施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表により報酬及び実費支弁費を支払うことができる。
- 6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬)

第 4 条 監事が理事会及び法人・施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第 5 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、役職員等の旅費支給規程に基づき支給することができる。

- 2 監事が法人業務のため出張する場合は、役職員等の旅費支給規程に基づきその旅費を支給する。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。  
この場合の役員報酬は評議員会において決定する。  
また、情報公開のため、役員報酬総額を決定することとする。

(打切り報酬)

第 7 条 報酬は、予算の範囲内において規定にかかわらず、報酬額を減じて支給するか、  
また、打切り報酬を支給することができる。

(退職慰労金)

第 8 条 役員の退職慰労金については、別途、役員退職慰労金規程を定める。

(改正)

第 9 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成14年3月26日に制定し、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年3月23日に改正し、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年11月25日に改正し、平成19年12月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年11月1日に改正し、平成21年12月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成28年11月22日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

(別 表) 役員等報酬額表

役 職 名	報 酬	課税分	実費弁償費
理 事・監 事	1 会議につき 8, 0 0 0 円	支給時の税率による	1 会議につき 2, 0 0 0 円
評 議 員	1 会議につき 8, 0 0 0 円	支給時の税率による	1 会議につき 2, 0 0 0 円
各 委 員	1 会議につき 8, 0 0 0 円	支給時の税率による	1 会議につき 2, 0 0 0 円